

セーフティネット保証5号について

◆ 令和6年7月1日から、548種が指定となります

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴い、民間金融機関による実質無
利子・無担保・据置最大5年の融資において、セーフティネット保証や機器関連保証の利用
を要件としていることから、業種が限定されているセーフティネット保証5号について、
令和6年4月1日から令和6年6月30日まで、514業種が指定されていましたが、令和6
年7月1日から令和6年9月30日まで、548業種が指定となります。

※指定業種については、「3. 指定業種（令和6年7月1日から）」をご確認ください。

◆ 対象中小企業

以下のいずれかの要件を満たし、町長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- (イ) 津野町内で指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期
比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 津野町内で指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原
油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁でき
ていない中小企業者

◆ 認定に必要な書類

- 1、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書
- 2、売上高推移表（申請書の添付書類）
- 3、売上高等の減少を確認するための証拠書類
- 4、法人（個人）の实在が確認できる書類（例：法人謄本又は抄本、確定申告書等）
- 5、委任状（※ 第三者が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。）

※ 申請者住所の欄は、個人宅の住所ではなく対象事業所の所在地を記載してください。

※ 減少率の計算については、小数点第2位以下を切り捨てて表記してください。

※ 認定の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。

【お問い合わせ先】

津野町役場産業課（TEL 0889-55-2021）